

国地企指第 165 号
令和 5 年 4 月 3 日

測量計画機関の長 殿

国土地理院長

作業規程の準則の一部改正について（通知）

今般、測量法（昭和24年法律第188号）第34条に基づく作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）の一部が、令和5年3月31日付け国土交通省告示第250号（別紙1参照）により改正されましたので、通知します。

なお、改正概要及び測量計画機関における必要な対応は、別紙2のとおりです。

(本文)

○国土交通省告示第二十五号
測量法(昭和二十四年法律第十号)
三十四年国土交通省告示第四百八十八号(平
成二十年国土交通省告示第四百三十三号)
を改正したもので、その関係書類は、国土交通省
国土整理院(茨城県つくば市北郷一丁目)に備え
置いて閲覧に供する。
令和五年三月三十一日
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

作業規程の準則の一部改正について

1. はじめに

測量計画機関が公共測量を実施しようとする場合、当該測量について、測量の方法、観測機械の種類、精度等について規定した作業規程を定め、国土交通大臣の承認を得る必要があります。すでに承認を得ている作業規程を変更する場合も同様に変更承認の手続が必要です。測量は専門的で内容が広範囲にわたるため、国土交通大臣は、公共測量の一般的な規範（手本）として、測量法 34 条に基づく「作業規程の準則」（平成 20 年国土交通省告示第 413 号。以下「準則」という。）を定めており、多くの測量計画機関は、準則を準用して公共測量を実施しています。この度、下記の内容を反映させるため、準則の一部改正を行いました。

今回の一部改正に係る書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷 1 番）に備え置いて閲覧に供しているとともに、国土地理院ホームページの下記 URL においても公開しています。新旧対照表も掲載しています。

<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html>

2. 主な改正内容について

(1) 公共測量マニュアルを反映

作業規程の準則第 17 条（機器等及び作業方法に関する特例）第 3 項に基づく以下のマニュアルについて、これまでの公共測量における実績等に基づき、新たに準則に反映しました。

- ・電子基準点のみを既知点とした 3 級基準点測量マニュアル（案）
- ・UAV 搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）
- ・車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）
- ・航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）

(2) 空中写真測量におけるフィルムカメラによる撮影の廃止

近年、航空撮影用フィルム製造が廃止され、実質的にフィルム航空カメラによる撮影を行うことがなくなりました。このことに伴い、フィルム航空カメラによる撮影を前提とした規定を廃止しました。ただし、過去の成果として保有するフィルムを数値化し、数値地図を作成することは、これまでと同様に実施することができます。

(3) 基準点標識の埋設方法及び標準図式の追加

基準点の埋設方法の規格に、新たに地下埋設方式を追加しました。また、数値地形図の標準図式記号に、「管渠型側溝」を追加しました。

3. 準則を準用している測量計画機関における対応について

測量法第33条第1項に基づく公共測量作業規程の制定について、
貴機関は準則を準用しており、最新の準則を引き続き準用することになりますので、
作業規程の変更承認申請手続は必要ありません。

各測量計画機関における公共測量作業規程登録情報は、以下を参照ください。

http://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_SagyouKitei/Kensaku9.aspx

作業規程の承認申請に関する手続きは以下を参照ください。申請に必要な様式をダウンロードして、管内の地方測量部等に書面で提出ください。

http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/tetuzuki/index_tetsuduki.html#1

4. その他

本改正の内容を、貴機関の関係部署へ周知願います。

<問合せ先>

別紙、問い合わせ一覧のとおり

(問い合わせ一覧)

担当者	管轄	連絡先
北海道地方測量部 公共測量担当	北海道	電話番号：011 (709) 2311 (内線 4506) E-Mail gsi-koukyou-ho01@gxb.mlit.go.jp
東北地方測量部 公共測量担当	青森県、岩手 県、宮城県、秋 田県、山形県、 福島県	電話番号：022 (295) 8613、8544 E-Mail gsi-to+2-koukyo@gxb.mlit.go.jp
関東地方測量部 公共測量担当	茨城県、栃木 県、群馬県、埼 玉県、千葉県、 東京都、神奈川 県、山梨県、長 野県	電話番号：03 (5213) 2053 E-Mail gsi-k10-kokyo@gxb.mlit.go.jp
北陸地方測量部 公共測量担当	新潟県、富山 県、石川県、福 井県	電話番号：076 (441) 0888、0933 E-Mail gsi-hr2pub_o@gxb.mlit.go.jp
中部地方測量部 公共測量担当	岐阜県、静岡 県、愛知県、三 重県	電話番号：052 (961) 5509 E-Mail gsi-cb-kokyo05@gxb.mlit.go.jp
近畿地方測量部 公共測量担当	滋賀県、京都 府、大阪府、兵 庫県、奈良県、 和歌山県	電話番号：06 (6941) 4507、4930 E-Mail gsi-kinki-3640kokyo@gxb.mlit.go.jp
中国地方測量部 公共測量担当	鳥取県、島根 県、岡山県、広 島県、山口県	電話番号：082 (221) 9743、9840 E-Mail gsi-cg7-kokyo@gxb.mlit.go.jp
四国地方測量部 公共測量担当	徳島県、香川 県、愛媛県、高 知県	電話番号：087 (811) 1900 E-Mail gsi-4-koukyog@gxb.mlit.go.jp
九州地方測量部 公共測量担当	福岡県、佐賀 県、長崎県、熊 本県、大分県、 宮崎県、鹿児島 県	電話番号：092 (411) 7916、7881 E-Mail gsi-kokyo-9@gxb.mlit.go.jp
沖縄支所 公共測量担当	沖縄県	電話番号：098 (855) 2595 E-Mail gsi-10-okig@gxb.mlit.go.jp

又は国土地理院企画部測量指導課 公共測量係
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
電話番号：029(864)1111 (内線 3253)
E-mail gsi-koukyou-5@gxb.mlit.go.jp